

○「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（連結財務諸表規則ガイドライン）

改正後	改正前
<p><u>38-1-4</u> 規則第38条第1項第4号の長期未払法人税等には、例えば、国際最低課税額に対する法人税等（規則第65条第2項に規定する「国際最低課税額に対する法人税等」をいう。）のうち、連結決算日の翌日から起算して1年を超えて支払の期限が到来するものが含まれることに留意する。</p>	<p>[加える。]</p>
<p><u>38-1-6</u> 規則第38条第1項第6号の引当金については、1年以内にその一部の金額の使用が見込まれるものであっても、1年内の使用額を正確に算定できない場合には、その全額を固定負債として記載するものとする。ただし、その全部又は大部分が1年以内に使用されることが確実に見込まれる場合には、その全部について又は1年内の使用額を適当な方法によって算定し、その金額を流動負債として記載するものとする。</p>	<p><u>38-1-5</u> 規則第38条第1項第5号の引当金については、1年以内にその一部の金額の使用が見込まれるものであっても、1年内の使用額を正確に算定できない場合には、その全額を固定負債として記載するものとする。ただし、その全部又は大部分が1年以内に使用されることが確実に見込まれる場合には、その全部について又は1年内の使用額を適当な方法によって算定し、その金額を流動負債として記載するものとする。</p>
<p><u>65-1-1</u> 規則第65条第1項第1号の法人税、住民税及び事業税は、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」に従って損益に計上する法人税、<u>地方法人税、住民税及び事業税（所得割）</u>をいうものとする。</p>	<p><u>65-1-1</u> 規則第65条第1項第1号に規定する法人税、住民税及び事業税は、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」に従って損益に計上する法人税、住民税及び事業税をいうものとする。</p>
<p><u>65-6</u> 規則第65条第6項の前連結会計年度以前の連結会計年度に係る法人税、住民税及び事業税の更正、決定等による納付税額又は還付税額は、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」に従って損益に計上する法人税、地方法人税、住民税及び事業税（所得割）の更正等による追徴税額及び還付税額をいうものとする。</p>	<p>[加える。]</p>
<p><u>144-1-3</u> <u>38-1-4</u>の取扱いは、規則第144条第1項第3号の長期未払法人税等について準用する。この場合において、<u>38-1-4</u>中「連結決算日」とあるのは「中間連結決算日」と読み替えるものとする。</p>	<p>[加える。]</p>
<p><u>144-1-4</u> <u>38-1-6</u>の取扱いは、規則第144条第1項第4号の引当金について準用する。この場合において、<u>38-1-6</u>中「1年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。</p>	<p><u>144-1-3</u> <u>38-1-5</u>の取扱いは、規則第144条第1項第3号の引当金について準用する。</p>
<p><u>170-1-1</u> <u>65-1-1</u>の取扱いは、規則第170条第1項第1号の法人税、住民税及び事業税について準用する。</p>	<p>[加える。]</p>
<p><u>170-7</u> <u>65-6</u>の取扱いは、規則第170条第7項の前連結会計年度以前の連結会計年度に係る法人税、住民税及び事業税の更正、決定等による納付税額又は還付税額について準用する。</p>	<p>[加える。]</p>
<p><u>251-1-4</u> <u>38-1-4</u>の取扱いは、規則第251条第1項第4号の長期未払法</p>	<p>[加える。]</p>

人税等について準用する。この場合において、38-1-4中「連結決算日」とあるのは「中間連結決算日」と読み替えるものとする。

251-1-5 38-1-6の取扱いは、規則第251条第1項第5号の引当金について準用する。この場合において、38-1-6中「1年内」とあるのは「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と読み替えるものとする。

282-1-1 65-1-1の取扱いは、規則第282条第1項第1号の法人税、住民税及び事業税について準用する。

282-7 65-6の取扱いは、規則第282条第7項の前連結会計年度以前の連結会計年度に係る法人税、住民税及び事業税の更正、決定等による納付税額又は還付税額について準用する。

251-1-4 38-1-5の取扱いは、規則第251条第1項第4号の引当金について準用する。

[加える。]

[加える。]